

割賦販売小委員会報告書＜追補版＞（案）に対する意見

2016年5月26日

弁護士 池 本 誠 司

1、報告書8頁「第2章 クレジットカード取引におけるセキュリティ強化について」

（1）本文中の次の記述部分について、以下のアンダーライン部分を加筆すべきである。

「また、通常、カード会員規約において、カードの管理責任は会員（消費者）にあるとされており、紛失・盗難の場合の不正使用の責任は原則会員が負うのに対し、加盟店等からの情報漏えいについては、消費者に何ら帰責性はなく、その被害を負担させるべきものではないという点にも留意が必要である。そうであれば、カード情報の漏えいによる不正利用被害は基本的に会員の負担とせず、カード会社・加盟店・PSPなどカード情報を取り扱う事情者間で適切な管理及び負担関係を整備することが求められる。」

（理由）

報告書は、セキュリティ強化対策について、加盟店の対策について、「一律の規制を課すことで加盟店に過剰な対応を強いることとならないようにすること」、「リスクに応じた措置を求める考え方を採用すること」（10頁）としている。

また、アクワイアラー等の加盟店調査義務についても、「リスクベース」の考え方に基づいて、加盟店ごとのリスクに応じた対応を求めることが適切である。」

（13頁）、加盟店における情報漏えい事故等の発生について、アクワイアラー等に結果責任を求めるものでない（14頁）としている。

行政処分の対象という意味で加盟店やカード会社の義務の内容を議論する側面では、こうした柔軟な考え方を否定するものではないが、カード情報漏えいによる不正利用被害について、加盟店もカード会社も損害負担の責任を負わないで、帰責事由がない会員（消費者）に負担が押し付けられるかのような印象を与えないように、明確に記述すべきである。

（2）8頁の「加盟店等からの情報漏えいについては、消費者に何ら帰責性はなく、その被害を負担させるべきものではないという点にも留意が必要である。」との記述について、次のような脚注を追加すべきである。

「標準的なカード会員規約は、『偽造カードの使用による利用代金については会員の負担とならない。ただし、偽造カードの作出または使用につき会員に故意または過失があるときは、カード利用代金は会員の負担とする』旨定めている。」

(理由)

カード自体の盗難・紛失ではなくカード情報の漏えいにより第三者に不正利用された場合は、帰責事由がないカード会員は損害を負担しないことが、現在のカード会員規約の内容であることを示すことにより、カード会社や加盟店等関係事業者の連携と責任において安心・安全なカード利用環境を構築する姿勢を、明示することができる。